

令和7年度 八尾市共通封筒広告募集要項

八尾市では、歳入確保の一環として、主に市民への文書の送付や来庁者に書類を配布する際に使用する共通封筒（長形3号及び角形2号）の裏面に広告を掲載する事業者等を募集します。

▼広告掲載の対象となるもの

- ・令和7年度（令和7年11月頃）から使用する共通封筒（概ね1年間）

▼共通封筒の規格

- ・長形3号 縦120mm×横235mm
- ・角形2号 縦332mm×横240mm

▼募集広告枠、使用通数など

①広告枠、広告主（両方の種別の応募も可能）

封筒種別	広告枠のサイズ	掲載面	広告主の募集数
長形3号	縦90mm×横160mm（最大）	裏面	1
角形2号	縦200mm×横160mm（最大）	裏面	1

②広告の色 市の指定する単色

③使用通数、広告掲載料（消費税相当額を含む）

封筒種別	使用予定通数	広告掲載料
長形3号	70,000通	160,000円以上
角形2号	30,000通	140,000円以上

④その他

- ・広告には、広告掲載者の名称及び連絡先を明記すること。
- ・広告の上部には、縦5mm×横10mm程度の大きさに「広告」と明記すること。
- ・掲載期間は納品日より概ね1年間とし、使用予定通数の過不足について調整は行わない。
- ・広告の掲載内容は、掲載期間中は変更することができない。ただし、事前に八尾市の承諾を得た場合は別とする。
- ・広告の原稿（印刷用完全データ※1）作成までは広告主負担、封筒への印刷経費等は市負担とする。
- （※1）印刷用完全データとは、印刷組版専用ソフト等で作成された直しのない完璧な状態のデータ（印刷が単色のため、モノクロデータで、かつ文字等はアウトライン化されたもの）。
- なお、広告主で準備した原稿が、市負担の印刷経費での対応が難しい場合は、変更等をお願いする場合がある。

▼申込み及び結果の通知

- ・募集期間 令和7年6月20日から令和7年7月16日まで（土曜、日曜を除く）
- ・受付時間 午前8時45分から午後5時15分（正午から午後0時45分を除く）
- ・所定の申請書に必要事項を記入し、会計課へ必要書類とともに提出。申請書は、市ホームページからダウンロード可。
- ・審査結果については、受付終了から14日以内に申込者に通知する予定。

▼応募資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定めるもののほか、次の各号に掲げる資格を備えている者。

- ①引き続いて2年以上その営業を行っていること。
- ②法人税又は所得税を滞納していないこと。
- ③八尾市広告掲載要綱第4条及び八尾市広告掲載基準第4条第1号サ（市税の滞納がある者の広告）に該当していないこと。

▼掲載できない広告

八尾市広告掲載要綱第5条、八尾市広告掲載基準第4条及び第6条に抵触するものの広告

▼注意事項

申込前にホームページに掲載している「八尾市広告掲載要綱」「八尾市広告掲載基準」「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱」「八尾市共通封筒広告掲載要領」をご確認ください。

▼申込み・問合せ先

会計課 電話（072）924-8550 FAX（072）924-3914

※広告掲載封筒には、「広告内容に関する質問等につきましては、広告主に直接お問い合わせください。広告主及び広告内容は、本市が承認や推奨するものではありません。」という文も掲載します。